

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39 M T ビル
株式会社 S H I F T
代表取締役 丹 下 大
社 長

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年11月26日（木曜日）午後6時15分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年11月27日（金曜日）
午後1時00分（受付開始 午後12時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ スカイスタジオ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第10期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会終了後、引き続き、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.shiftinc.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な金融緩和や財政出動がもたらした円高是正や株価上昇による景況感の改善に加え、消費増税前の駆け込み需要も寄与し、企業収益、個人消費共に改善傾向にあります。しかしながら、エネルギー関連をはじめとする物価上昇等わが国経済が抱える構造的な問題が表面化しつつあり、また欧米諸国における財政問題や中国及び新興国の経済成長の鈍化等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当社グループの関連するソフトウェア関連市場では、近年抑制されていた企業のIT投資に回復傾向が見られ、受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェアなどのエンタープライズ向けソフトウェア市場が堅調に推移したほか、スマートフォンやタブレットの普及を背景に、ソーシャルゲームやネイティブアプリを中心としたモバイルゲーム市場が活況に推移しております。

こうした経営環境の中、当社グループでは、ソフトウェアテスト事業において、既存顧客とのリレーションを強化し、より一層収益基盤を拡大した一方で、人材、ツール、サービス開発等にも積極的な投資活動を行ってまいりました。また、活況なゲーム分野へのソフトウェアテストサービスの提供を進め、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

以上のような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は3,288,705千円（前年度比52.9%増）、営業利益は319,183千円（前年度比157.2%増）、経常利益は315,405千円（前年度比153.8%増）、当期純利益は195,344千円（前年度比30.6%増）となりました。

当連結会計年度においては、既存案件の継続・拡大に加え、新規案件の獲得が好調に推移したことにより、売上高、利益両面において前連結会計年度から連続して過去最高を更新する結果となりました。

当社グループが営むソフトウェアテスト事業は、ソフトウェア開発の各工程において顧客企業のソフトウェア品質の向上に資するサービスを提供しております。当連結会計年度では、エンタープライズ向けソフトウェア市場のソフトウェアテストソリューションの認知が進み好調に推移したほか、モバイルゲーム市場に対応したテストソリューションのニーズも好調に推移いたしました。

サービス別の業績は次のとおりです。

①コンサルティングサービス

コンサルティングサービスでは、主としてソフトウェア開発の上流工程において、ソフトウェアテスト体制構築支援、テスト戦略・計画立案支援、テスト推進支援、テスト設計支援などのコンサルティングサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、コンサルティングサービスの提供が可能な優秀な人材の獲得を続けながら、既存顧客とのリレーション強化に努め、収益基盤を強化してまいりました。コンサルティングサービスはニーズが大きいものの当社グループのソフトウェアテスト手法やノウハウを熟知した優秀な人材の採用、育成が必要となり、重要な経営課題と位置づけて取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度のコンサルティングサービスの売上高は1,003,485千円（前年度比21.0%増）となりました。

②ソリューションサービス

ソフトウェアテストでは、テスト計画やテスト設計を通じて膨大なテストケースが作成され、これを実行するテスト実行工程に移行しますが、当社グループではこれを独自に開発したCATシステムにより生産性を追求したソリューションサービスとして提供しております。

当連結会計年度においては、コンサルティングサービスの拡大に連動したソリューションサービス受託の拡大を継続する一方で、テスト自動化に関連したサービスの拡充に注力し、その収益も拡大させてまいりました。また、ソーシャルゲームを中心としたエンターテインメント領域のソフトウェアテストソリューションの牽引もあり大幅な増収となりました。

この結果、当連結会計年度のソリューションサービスの売上高は2,179,939千円（前年度比81.1%増）となりました。

③ヒンシツプラットフォームサービス

コンサルティングサービスやソリューションサービスを通じ、幅広い業種業態におけるソフトウェアやその品質に関するナレッジやデータが蓄積いたします。ヒンシツプラットフォームサービスでは、そうした蓄積されたナレッジやデータを分析し顧客に有用な情報として提供したり、不具合の発生を予見したり、ソフトウェアテストに関するノウハウを教育サービスとして提供しております。

当連結会計年度においては、テスト自動化の支援業務やセキュリティテスト、負荷テストなどの非機能テストと呼ばれるテストソリューションサービスが好調に推移したほか、教育サービスも堅調に推移いたしました。また、CATシステ

ムのSaaS提供も開始しており、さらなる成長に向けた取り組みを継続しております。

この結果、当連結会計年度のヒンシツプラットフォームサービスの売上高は105,280千円（前年度比76.5%増）となりました。

<サービス別売上高>

区分	平成26年8月期 前連結会計年度		平成27年8月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ソフトウェアテスト 事業	千円 2,092,109	% 97.3	千円 3,288,705	% 100.0	千円 1,196,596	% 57.2
コンサルティング サービス	829,015	38.5	1,003,485	30.5	174,470	21.0
ソリューションサ ービス	1,203,455	56.0	2,179,939	66.3	976,484	81.1
ヒンシツプラット フォームサービス	59,638	2.8	105,280	3.2	45,641	76.5
その他事業（※）	58,728	2.7	—	—	△58,728	△100.0
合計	2,150,837	100.0	3,288,705	100.0	1,137,868	52.9

※前連結会計年度においては、子会社においてソーシャルゲーム事業などを提供していましたが、子会社売却に伴いその他事業の提供を終了し、当連結会計年度においてはソフトウェアテスト事業に専心していく体制といたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、86,961千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

平成27年5月において、業務拡大に対応し、福岡テストセンターを移転増床いたしました。これに伴い、建物4,948千円、工具器具及び備品4,453千円の設備投資を行っております。

また、ソフトウェアテスト業務の効率化のために、CATシステムにおいて機能追加に係る開発を行っており、ソフトウェアに53,678千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年11月13日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資及び第三者割当増資により、総額212,888千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成27年4月6日付で、当社は、連結子会社である株式会社SHIFT PLUSを設立いたしました。

平成26年10月1日付で、当社は、保有する株式会社アドバゲーミングの全株式を、ユメノソラホールディングス株式会社に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成24年8月期	第8期 平成25年8月期	第9期 平成26年8月期	第10期 (当連結会計年度) 平成27年8月期
売上高(千円)	—	1,311,827	2,150,837	3,288,705
営業利益又は 営業損失(△)(千円)	—	△77,017	124,122	319,183
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	—	△78,222	124,275	315,405
当期純利益又は 当期純損失(千円) (△)	—	△92,834	149,619	195,344
1株当たり当 期純利益金額 又は当期純損 失金額(円)	—	△8.11	11.90	13.99
総資産(千円)	—	1,155,719	1,530,685	2,224,507
純資産(千円)	—	903,136	1,056,029	1,516,231
1株当たり 純資産額(円)	—	71.86	84.03	103.33

- (注) 1. 当社グループは、第9期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第8期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、第7期については、連結財務諸表を作成していないため記載を省略しております。
2. 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成24年8月期	第8期 平成25年8月期	第9期 平成26年8月期	第10期 (当事業年度) 平成27年8月期
売 上 高 (千円)	799,032	1,306,950	2,092,109	3,259,591
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	68,886	△33,794	159,914	322,080
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	72,939	△71,683	174,180	319,444
当期純利益又は 当期純損失(千円) (△)	36,994	△66,743	116,247	196,401
1株当たり当 期純利益金額 又は当期純損 失金額(△) (円)	3.93	△5.83	9.25	14.06
総 資 産 (千円)	841,871	1,178,217	1,515,528	2,167,630
純 資 産 (千円)	596,902	933,559	1,049,806	1,484,322
1株当たり 純 資 産 額 (円)	53.41	74.28	83.53	102.82

(注) 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

ソフトウェアテスト事業

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「平成26年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は14兆401億円と試算されております。また、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が公表する「ソフトウェア開発データ白書2012-2013」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は新規開発及び改良開発の平均で約33%とされており、当社の対面するソフトウェアテストの市場規模は約4兆円と推定され、潜在的ニーズを有していることが推定されます。

しかしながら、依然として顧客企業内においてソフトウェア開発者がソフトウ

シェアテスト業務を行っているのが主流であり、ソフトウェアテストのアウトソース需要は拡大傾向にあるものの、日本国内で顕在化しているアウトソース市場は小規模なものにとどまっています。

当社グループは、この潜在的な4兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

当社グループは、引き続き、早期にシェア拡大を図ってまいります。

② 事業基盤の強化

当社グループは、独自に標準化・仕組化されたノウハウに基づきソフトウェアテストを提供しており、その対象分野は、特定の業種・業態にとらわれない幅広い分野を対象としつつ、テストの対象もスマートフォン向けの小規模なアプリケーションから金融機関の基幹システムなどの大規模なものまで、規模や開発言語にもとらわれない幅広いものとなっております。

しかし、今後さらに事業規模を拡大していくうえでは、サービス分野をより広げていくとともに、ソフトウェアテストの標準化、仕組化を一段と進め、サービス分野別に効率的なオペレーション体制を構築することが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、サービス分野別に専門性を高めた組織体制をとり、独自のソフトウェアテストツール「CAT」の開発を進める等の対策を図ってまいります。

また、それに合わせて優秀な人材を確保、育成することも重要な課題であると認識しています。これまでソフトウェアテストの適性やマネジメント能力を客観的に評価できる検定試験である「CAT検定」によるスクリーニングに加え、SHIFTのソフトウェアテスト手法を体系的に学べる教育制度、スキル定義、評価制度、正社員登用制度等により人材の育成を図ってまいりましたが、今後もそうした制度等により、より効率的かつ効果的な人材獲得手段を構築するとともに、獲得した人材の育成体制をより強化してまいります。

③ ナレッジ蓄積と新規サービス開発

当社グループではソフトウェアテストサービス提供の過程で得た、追加的なノウハウや不具合情報、開発効率/有効性及びソフトウェアテスト網羅性/十分性に関する各種指標等の統計データを継続的に収集し蓄積しております。今後ヒンシツプラットフォームサービスの収益性を向上させていくためには、こうしたソフトウェアテストやソフトウェア開発に関するナレッジの蓄積をさらに進め、新規のサービス開発を進めていくことが重要な課題であると認識しています。

こうした課題に対応するため、当社グループのソフトウェアテストのノウハウを教育事業として公開したり、「CATシステム」に蓄積されたテストデータ・シス

テム障害の情報をオープン化し、エンジニアにナレッジマネジメントの環境を提供するなどの対策を図ってまいります。

④ 海外展開

海外のソフトウェア開発市場は日本よりも大きく、また、ソフトウェアテストのアウトソース市場の顕在化も進んでおります。

そのため、当社グループのサービスの海外展開は当社グループの長期的な成長を実現するために早期に取り組むべき課題であると認識しております。当社グループでは、現在、海外子会社を設立し、日本で培ったソフトウェアテストのノウハウに基づき、コスト競争力に優れたリソースを利用したサービスの開発を進めております。こうしたサービス提供の準備が整い次第、北米などの主要なソフトウェア開発市場に進出を図る方針です。

全社的課題

① 企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテスト事業を中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

一方で当社グループは、「新しい価値の創造」を目指し、世界中で通用するサービスを創造することを経営理念に掲げており、ソフトウェアテスト事業以外の領域においても積極的な事業展開を行い、新しい価値を創造する企業としてのブランドを醸成していくことが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテスト事業を拡大させる一方で、既存事業との関連性、収益性、社会性、従業員の士気向上への影響等を考慮した上で、一定の割合を定めて新規事業に積極的に投資してまいります。

② 内部管理体制の強化

当社は、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容(平成27年8月31日現在)

区 分	主 な 事 業 内 容
ソフトウェアテスト事業	ソフトウェア等の検証サービス

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED	500,000 インド ルピー	100.0 % (0.2)	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業
SHIFT GLOBAL PTE LTD	100,000 シンガ ポール ドル	100.0 %	ソフトウェア開発、ソフトウェアテスト事業
株式会社SHIFT PLUS (注) 2	50,000 千円	45.0 %	ソーシャルゲームの運営、テスト、カスタマーサポート事業

- (注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。
2. 平成27年4月6日付で設立し、連結子会社としております。
3. 平成26年10月1日付で、当社が株式会社アドバゲーミングの全所有株式を売却したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(9) 企業集団の主要拠点等(平成27年8月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都港区
東京テストセンター	東京都港区
札幌テストセンター	北海道札幌市中央区
福岡テストセンター	福岡県福岡市中央区

②主要な子会社

名称	所在地
SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED	本社：インド
SHIFT GLOBAL PTE LTD	本社：シンガポール
株式会社SHIFT PLUS	本社：高知県高知市

(10) 企業集団の使用人の状況(平成27年8月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
233 [370] 名	+85 [+181] 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を記載しております。
3. 使用人数が当連結会計年度において85名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用及び株式会社SHIFT PLUSの連結開始によるものであります。

(11) 主要な借入先(平成27年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	13,040 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,410,500株 |
| (3) 株主数 | 4,838名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丹 下 大	6,839,500 株	47.46 %
Draper Nexus Technology Partners, LP	654,000	4.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	424,900	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	302,500	2.10
株式会社ワークスアプリケーションズ	167,000	1.16
シンプレクス株式会社	167,000	1.16
株式会社ビットアイル	167,000	1.16
M i s t l e t o e 株 式 会 社	167,000	1.16
Draper Nexus Partners, LLC	125,500	0.87
山 梨 剛 史	122,500	0.85

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	新株予約権 の行使時の 1株当たりの 払込金額	行使期間
第1回新株予約権(注)1 (平成23年1月15日)	2,000個	当社普通株式 1,000,000株	無償	10円	平成25年1月16日 ～平成33年1月14日
第2回新株予約権(注)1 (平成23年9月1日)	50個	当社普通株式 25,000株	無償	50円	平成25年9月2日 ～平成33年8月31日
第3回新株予約権(注)1 (平成25年3月21日)	95個	当社普通株式 47,500株	無償	200円	平成27年4月1日 ～平成35年3月20日
第4回新株予約権(注)1 (平成26年7月29日)	381個	当社普通株式 190,500株	無償	300円	平成28年8月1日 ～平成36年7月28日
第5回新株予約権(注)2 (平成27年7月21日)	4,200個	当社普通株式 420,000株	1個当たり 600円	1,201円	平成27年8月10日 ～平成34年8月9日

(注) 1 上記の第1回～第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。
- ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
- iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- i 新株予約権者は、平成28年8月期から平成30年8月期（以下、「対象期間」という。）までの監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が、いずれかの期において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割当てを受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 対象期間におけるEBITDAが600百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち10%
 - (b) 対象期間におけるEBITDAが700百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち50%
 - (c) 対象期間におけるEBITDAが800百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち100%
- ii 対象期間のいずれかの期において、EBITDAが300百万円を下回った場合には、上記 i に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
- iii 新株予約権者は、上記 i の条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- iv その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 当社は平成26年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

2. 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記1.の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回（10円）	平成25年1月16日 ～平成33年1月14日	2,000個	1名
取締役 (社外取締役を除く)	第4回（300円）	平成28年8月1日 ～平成36年7月28日	200個	1名
取締役 (社外取締役を除く)	第5回（1,201円）	平成27年8月10日 ～平成34年8月9日	1,800個	3名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付した新株予約権等は、(1)1.に記載の第5回新株予約権のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

区分	新株予約権の個数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,400個	240,000株	4名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹 下 大	CEO SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director SHIFT GLOBAL PTE LTD Director
取 締 役	福 元 啓 介	CFO 兼 経営管理本部長 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director 株式会社SHIFT PLUS 監査役 株式会社ミサワ 取締役
取 締 役	小 林 元 也	ソフトウェアテスト事業本部長 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director 株式会社SHIFT PLUS 取締役
取 締 役	鈴 木 修	コーポレートイノベーション本部長 TOMORROW COMPANY INC. 代表取締役
取 締 役	中 垣 徹 二 郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director DJパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社trippiece 取締役 株式会社STUDIOUS 取締役 株式会社イノーバ 取締役
常 勤 監 査 役	三 浦 進	—
監 査 役	木 呂 子 義 之	—
監 査 役	福 山 義 人	株式会社デジタルデザイン 取締役会長 株式会社マネジメント・サポート 代表 取締役

- (注) 1. 中垣徹二郎氏は社外取締役であります。中垣徹二郎氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
2. 三浦進氏、木呂子義之氏、福山義人氏は社外監査役であります。福山義人氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 中垣徹二郎氏、三浦進氏、木呂子義之氏、福山義人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 北沢賢児氏は、平成26年11月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	70,162千円	(うち社外	1名	1千円)
監査役	3名	9,300千円	(うち社外	3名	9,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役1名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成26年11月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。
3. 役員の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額200百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況ならびに発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中垣 徹二郎	平成26年11月28日就任以降に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い識見を活かし、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	三浦 進	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、IT業界における識見と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として当社ならびに子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査役会に報告しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	木呂子 義之	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	福山 義人	<p>当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、IT業界における識見と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額 12,000千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
 - b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - c) 監査役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - d) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
 - e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら閲覧できる。
3. 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
 - a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。
 - b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
 - c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、経営管理本部が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。
 - d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a) 当社の経営管理本部は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
 - b) 当社の内部監査人は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - c) 当社の監査役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
 - d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。
 - b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - c) 監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。
 - b) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるよう努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性はもちろん、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,802,643	流 動 負 債	692,256
現金及び預金	1,286,900	買掛金	127,854
売掛金	418,040	一年内返済予定の長期借入金	10,080
たな卸資産	13,259	未払費用	189,209
繰延税金資産	50,081	未払法人税等	84,898
その他の当金	37,112	賞与引当金	69,975
貸倒引当金	△2,752	その他の他	210,238
固 定 資 産	421,864	固 定 負 債	16,020
有形固定資産	151,357	長期借入金	2,960
建物の他	83,698	その他の他	13,060
その他	67,659	負 債 合 計	708,276
無形固定資産	99,506	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	171,000	株 主 資 本	1,485,908
投資有価証券	34,465	資本金	570,844
繰延税金資産	2,432	資本剰余金	555,844
敷金及び保証金	134,015	利益剰余金	359,220
その他の他	87	その他の包括利益累計額	3,123
		その他有価証券評価差額金	△194
		為替換算調整勘定	3,317
		新株予約権	2,520
		少数株主持分	24,679
		純 資 産 合 計	1,516,231
資 産 合 計	2,224,507	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,224,507

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,288,705
売上原価	2,213,492
売上総利益	1,075,212
販売費及び一般管理費	756,029
営業利益	319,183
営業外収益	
受取利息	119
為替差益	3,661
その他	543
営業外費用	
支払利息	330
株式交付費用	5,532
市場関連費用	2,239
経常利益	315,405
特別利益	
子会社株式売却益	318
税金等調整前当期純利益	315,723
法人税、住民税及び事業税	124,005
法人税等調整額	△805
少数株主損益調整前当期純利益	192,523
少数株主損失	2,820
当期純利益	195,344

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
当期首残高	452,950	437,950	163,875	1,054,775
当期変動額				
新株の発行	117,894	117,894		235,788
当期純利益			195,344	195,344
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	117,894	117,894	195,344	431,132
当期末残高	570,844	555,844	359,220	1,485,908

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換 算調整 勘定	その他の包 括利益累 計額合計			
当期首残高	-	1,254	1,254	-	-	1,056,029
当期変動額						
新株の発行						235,788
当期純利益						195,344
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△194	2,063	1,869	2,520	24,679	29,068
当期変動額合計	△194	2,063	1,869	2,520	24,679	460,201
当期末残高	△194	3,317	3,123	2,520	24,679	1,516,231

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 主要な連結子会社の名称

SHIFT GLOBAL PTE LTD

SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED

株式会社 SHIFT PLUS

平成27年4月6日に株式会社 SHIFT PLUSを設立し、第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、平成26年10月1日に、連結子会社であった株式会社アドバゲーミングの全株式を譲渡し、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外いたしました。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIFT INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(a) 仕掛品 個別法

(b) 貯蔵品 最終仕入原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～15年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づき定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1 たな卸資産の内訳

仕掛品	10,963千円
貯蔵品	2,296千円
合計	<u>13,259千円</u>

2 有形固定資産の減価償却累計額 57,360千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,410,500株
- 2 配当に関する事項
該当事項はありません。
- 3 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,492,500株

4. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主にソフトウェアテスト事業を行うために投資計画に照らして、必要な資金を増資等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績及び為替変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、為替変動リスクについては定期的にその変動をモニタリングしております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は設備投資・運転資金を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されておりますが、これを回避するため固定金利により調達しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,286,900	1,286,900	—
(2) 売掛金（※1）	415,287	415,287	—
(3) 敷金及び保証金	134,015	122,727	△11,287
資産計	1,836,203	1,824,915	△11,287
(4) 買掛金	127,854	127,854	—
(5) 未払費用	189,209	189,209	—
(6) 未払法人税等	84,898	84,898	—
(7) 長期借入金（※2）	13,040	12,883	△156
負債計	415,001	414,845	△156

※1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元金金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額34,465千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

103円33銭

2 1株当たり当期純利益

13円99銭

(注) 当社は平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,727,069	流動負債	675,090
現金及び預金	1,229,661	買掛金	127,854
売掛金	400,373	一年内返済予定の長期借入金	10,080
たな卸資産	13,259	未払金	94,557
前払費用	27,408	未払費用	179,597
繰延税金資産	47,802	未払法人税等	82,770
その他の当金	11,194	未払消費税等	97,436
貸倒引当金	△2,631	賞与引当金	68,981
固定資産	440,560	その他の負債	13,813
有形固定資産	140,999	固定負債	8,216
建物	82,245	長期借入金	2,960
工具、器具及び備品	58,754	その他の負債	5,256
無形固定資産	105,232	負債合計	683,307
ソフトウェア	99,422	(純資産の部)	
その他の当金	5,809	株主資本	1,481,996
投資その他の資産	194,328	資本	570,844
投資有価証券	34,465	資本剰余金	555,844
関係会社株式	30,993	資本準備金	555,844
繰延税金資産	92	利益剰余金	355,308
敷金及び保証金	128,772	その他利益剰余金	355,308
その他の当金	66	繰越利益剰余金	355,308
貸倒引当金	△61	評価・換算差額等	△194
		その他有価証券評価差額金	△194
		新株予約権	2,520
資産合計	2,167,630	純資産合計	1,484,322
		負債・純資産合計	2,167,630

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,259,591
売 上 原 価		2,189,424
売 上 総 利 益		1,070,167
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		748,087
営 業 外 利 益		322,080
受 取 利 息	52	
為 替 差 益	3,703	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 他	1,144	
そ の 他	444	5,345
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	209	
株 式 交 付 費	5,532	
上 場 関 連 費 用	2,239	7,980
経 常 利 益		319,444
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,000	1,000
税 引 前 当 期 純 利 益		320,444
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	122,000	
法 人 税 等 調 整 額	2,042	124,042
当 期 純 利 益		196,401

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	452,950	437,950	437,950	158,906	158,906	1,049,806
当期変動額						
新株の発行	117,894	117,894	117,894			235,788
当期純利益				196,401	196,401	196,401
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	117,894	117,894	117,894	196,401	196,401	432,189
当 期 末 残 高	570,844	555,844	555,844	355,308	355,308	1,481,996

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	-	-	-	1,049,806
当期変動額				
新株の発行				235,788
当期純利益				196,401
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△194	△194	2,520	2,325
当期変動額合計	△194	△194	2,520	434,515
当 期 末 残 高	△194	△194	2,520	1,484,322

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 仕掛品 個別法

② 貯蔵品 最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	56,150千円
2 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	6,398千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	16,856千円
営業取引（支出分）	47,155千円

4. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	7,199千円
貸倒引当金	868
未払地代家賃	6,236
未払費用	8,461
賞与引当金	22,805
その他	2,303

繰延税金資産（流動）小計 47,874

評価性引当額 △72

計 47,802

繰延税金資産（固定）

敷金及び保証金	2,400
貸倒引当金	19
その他有価証券評価差額金	92

繰延税金資産（固定）小計 2,512

評価性引当額 △2,420

計 92

繰延税金資産合計 47,894

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込

まれる一時差異等については33.1%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

5. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	丹下 大	当社代表取締役社長	(被所有)直接47.5	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	13,040	—	—

(注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 当社の銀行借入に対して代表取締役丹下大より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額

102円82銭

2 1株当たり当期純利益

14円06銭

(注) 当社は平成27年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

株式会社SHIF T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHIF Tの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHIF T及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

株式会社SHIF T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英 俊 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHIF Tの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月29日

株式会社SHIFT 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	三浦 進	㊟
監査役（社外監査役）	木呂子 義之	㊟
監査役（社外監査役）	福山 義人	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」が施行され、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条及び第39条を変更しようとするものです。

なお、定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定として定款第32条第3～5項及び第33条第3項を新設しようとするものです。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第30条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。	第4章 取締役および取締役会 第30条 (<u>取締役との責任限定契約</u>) 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 第32条 (選任方法)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第32条 (選任方法)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>5. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</p>
<p>第33条 (任期)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p>	<p>第33条 (任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p>
<p>第39条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第39条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	丹下 大 (昭和49年9月22日生)	平成12年4月 株式会社インクス 入社 平成17年9月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成23年8月 SCENTEE株式会社 取締役就任 平成24年4月 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director 就任（現任） 平成24年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director就任（現任）	6,839,500株
2	福元 啓介 (昭和51年4月12日生)	平成13年4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 入社 平成15年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成18年5月 公認会計士登録 平成23年9月 当社入社 経営管理部長（現経営管理本部長）就任（現任） 平成24年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director就任（現任） 平成24年11月 当社取締役CFO就任（現任） 平成27年4月 株式会社SHIFT PLUS監査役就任（現任） 平成27年4月 株式会社ミサワ 取締役就任（現任）	80,000株
3	小林 元也 (昭和54年2月13日生)	平成15年4月 株式会社インクス 入社 平成19年4月 当社入社 平成21年11月 当社ソフトウェアテスト事業部長（現ソフトウェアテスト事業本部長）就任（現任） 平成24年4月 SHIFT INDIA PRIVATE LIMITED Director 就任（現任） 平成25年5月 当社執行役員就任 平成26年11月 当社取締役就任（現任） 平成27年4月 株式会社SHIFT PLUS取締役就任（現任）	112,500株
4	鈴木 修 (昭和52年10月18日生)	平成13年4月 株式会社インテリジェンス 入社 平成16年10月 株式会社サイバーエージェント 入社 平成18年10月 同社 社長室長就任 平成23年10月 グリー株式会社 入社 グローバル人材開発部長就任 平成25年5月 TOMORROW COMPANY INC. 設立 代表取締役就任（現任） 平成26年6月 当社入社 執行役員兼人材戦略部長（現コーポレートイノベーション本部長）就任（現任） 平成26年11月 当社取締役就任（現任）	－株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	なかがき てつじろう 中垣 徹二郎 (昭和48年2月2日生)	平成8年4月 日本アジア投資株式会社 入社 平成23年4月 同社 投資本部長就任 平成23年4月 DFJ JAIC Venture Partners, LLC (現 Draper Nexus Venture Partners, LLC) 設立 Managing Director就任 (現任) 平成25年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締 役就任 (現任) 平成25年12月 株式会社trippiece取締役就任 (現任) 平成26年5月 株式会社STUDIOUS取締役就任 (現任) 平成26年9月 株式会社イノバ取締役就任 (現任) 平成26年10月 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director 就任 (現任) 平成26年11月 当社取締役就任 (現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中垣 徹二郎氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 中垣 徹二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのManaging Partnerで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、国内外において成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。
4. 当社は、中垣 徹二郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は、中垣 徹二郎氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

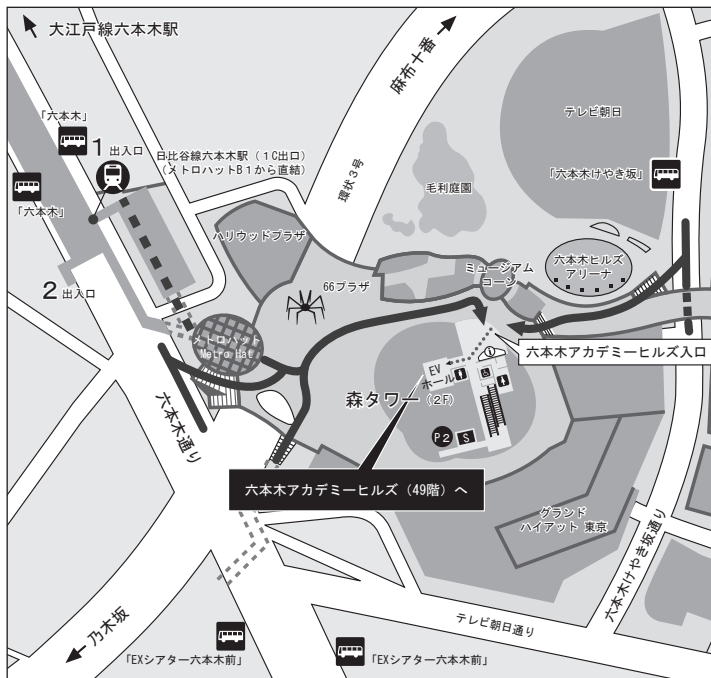
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
きむら みのる 木村 稔 (昭和49年9月15日生)	平成15年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 平成19年5月 公認会計士登録 平成22年10月 中小企業診断士登録 平成24年1月 木村稔会計事務所設立 代表就任（現 任） 平成27年6月 株式会社ニッコウトラベル 取締役就任 (現任)	一 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村 稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木村 稔氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富なキャリアと専門知識等を当社の経営にいかしていただきたいためであります。
4. 当社は補欠の社外監査役候補者木村 稔氏が監査役に就任した場合には、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定です。
5. 当社は補欠の社外監査役候補者木村 稔氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木6丁目10番地1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ スカイスタジオ



会場最寄駅

東京メトロ 日比谷線 「六本木」 駅1 C出口より徒歩3分 (コンコースにて直結)
都営地下鉄 大江戸線 「六本木」 駅3出口より徒歩6分

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。
※株主総会終了後、引き続き、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。